

第63回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年2月18日(金) 9:00~9:30

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第63回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、亀田郁さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。

はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください、本日の本部会議の開催趣旨ですが、本日、政府でも対策本部会議が開催されることとなっております。その際に、本県のまん延防止等重点措置の期間が延長となりますので、これらに伴う県の対処方針の変更。もう一つは、新型コロナウイルス感染症に関して、コロナを乗り越える地域経済活動の推進ですとか、医療提供体制の確保等に対する経費についての予算を取りまとめましたので、その報告が開催の趣旨になります。

発生状況等については、このあと健康福祉部から説明があります。

次のページからは、各部の対応が記載されております。アンダーラインを引いている部分が、追加変更があったところですが、前回の本部会議において決定された事項等を反映した部分が、その主要なものとなっておりますので、説明については省略いたします。後ほど御参照いただければと思います。

資料1については以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部より説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは、資料2と資料3に基づきまして、現在の県内の感染状況等について御説明いたします。まず、資料2ですが、県内の感染者の状況、昨日2月17日16時30分現在の状況となりますが、これまでに判明した感染者は16,783名、現在の入院患者数は185名、宿泊療養者数145名、自宅療養者1,870名となっております。

1ページお開きください。療養の状況になりますが、重症者が4名、中等症者が40名となっております。なお、病床使用率は県全体で44.7パーセントとなっております。

次に、資料3を御覧ください。まず、日別の陽性者数の推移のグラフになります。御覧のように、オミクロン株を主体とする今般の感染拡大は、これまでの感染拡大期よりも遥かに感染者数が多いという状況になっております。1日当たりの陽性者数が、過去最大となる日が何日かございます。また、直近では、新規陽性者数の割合は、やや鈍化傾向となっております。

1ページおめくりください。上の資料になりますが、各圏域別の1週間の新規陽性者数を前週と比較したのになります。津軽圏域を除きまして、前週比では各圏域で減少傾向にあり、県全体としても減少傾向にあります。

次に、4番のスライドになります。1週間の累計の居住市町村別の新規陽性者数を、感染者数の幅で表したのになります。500人を超える感染者数を出しているのは青森市と弘前市で、201人以上500人までの感染者数を出しているのが八戸市ということになります。

次のスライド5を御覧ください。人口10万人当たりの新規陽性者数(弘前市)の状況になります。1月30日をピークとして減少傾向にありますが、まだ現時点でも明確な減少と

いうところまでは至っておりません。感染者高止まりの傾向にあります。

次に、下の6番のスライドは、感染経路不明の割合になります。県全体で約45パーセントほどの感染経路不明の割合となっております。

次のページを御覧ください。これは、同じく感染経路不明の割合を、弘前保健所管内のデータで示したものになります。弘前保健所管内では、感染経路不明の割合が約70パーセントとなっております。県全体よりも感染経路不明の割合が高い状況となっております。

次に、新規陽性者数の年齢階級別割合の日別推移のグラフになります。1月中旬頃は、20代、30代と比較的若い世代で感染が拡大しておりましたが、1月下旬から2月にかけて、10代あるいは10歳未満の若い世代の感染が増えております。ただ、現在は幅広い年代に感染が拡大していることが分かります。

次の、9番のスライドです。これは、同じく年齢階級別割合の日別推移を、弘前保健所管内で見たものになります。県全体と同様に、現在は幅広い年代で感染が拡大しております。

次に、1週間当たりの新規陽性者のうち、65歳以上の高齢者を占める割合のグラフになります。高齢者割合が日ごとに増加しております。若者あるいは子供から高齢者と、幅広い年代に感染が拡散している状況にあります。

1枚おめくりいただきまして、11番の療養状況の表になります。先ほども御説明いたしましたが、入院患者のうち、重症者4名、中等症40名となっております。なお、県全体の病床使用率は44.7パーセントとなっております。

最後に、まとめといたしまして、新規感染症患者数は、連日、最高値を更新しておりますが、1週間の新規陽性者は、先週を下回る状況になっております。弘前市につきましても、同様に先週を下回る状況になっております。依然として感染経路不明割合が高い状況が継続しております。また、幅広い年代へ感染が拡大しております。高齢者の割合が増加しています。病床使用率は40パーセント台の水準で推移しております。依然として厳しい感染状況が続いております。現時点では対策を緩める状況にはないと考えております。

私からの説明は以上となります。

○坂本危機管理局次長

続きまして、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更等について、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

はじめに、資料4を御覧ください。県の対処方針ですが、本日変更する内容となっております。

まず、状況説明の部分ですが、1月27日から弘前市を対象区域としたまん延防止等重点措置を実施している点、それから2月7日には市町村等と連携し、学校や教育・保育施設等における対策を強化した点が、これまで進めてきた直近の内容を記載しております。先ほど健康福祉部長からも説明ありましたように、現在も県内では新規感染症患者の発生が高い水準で継続し、医療提供体制に対する負荷が高まっており、2月18日に国において重点措置を実施すべき期間を変更するのに合わせて、弘前市について期間を延長することとしたという直近の状況を記載しております。こういった状況を踏まえまして、本県としてもこれまでの取組を継続・徹底するとともに、特措法に基づく要請事項等について強化していく必要がある状況という現在の状況を記載しております。

3の重点対策のところですが、国の対処方針を、この後変更される予定の内容に合わせ、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染防止対策の徹底を図るという記載を追加しております。

それから、3ページ目、そういったことを受けまして、まん延防止という部分についてですが、これまで県として、知事からのお願いといった形で県独自の対策としてお願いしてきた内容についても、この中に対策として具体的に明記することにしました。ワクチンを接種した方を含め、1つの密でも避けていただきたい、感染防止対策の徹底をしていただきたい

という点、それから、3つ目の、外出や移動飲食の際の少人数での行動を奨めるという点、このような、これまで申し上げてきたことをここに具体的に改めて記載させていただきます。

これを踏まえまして、6ページですが、特措法に基づく協力要請として、これまで県独自の対策ではお願いという形で県民の皆様をお願いしてきていた項目等も含めて、改めて、特措法に基づく協力要請として、2月19日から3月6日まで要請するという形としました。

先ほど申し上げましたように、例えば、基本的感染防止対策等の1のところでは、一つでも密を避けるということ、あるいは3のところでは、家庭内における感染防止対策の徹底ということなどが記載してございます。これは、県全域で協力を要請するものでして、その上で、例えば6ページの飲食・会食等のところには、かっこ書きでまん延防止等重点措置区域（弘前市）については、このような内容になります、ということをつけ加えて記載させていただいております。これらをまとめた形で、これに加えて特措法に基づく協力要請と、県が独自に行っている施設の休館等を合わせた形で、資料5ということで一体としてお示しする資料を作成しました。

感染防止対策等の強化ということで、2月19日から3月6日までということになります。

これによって、特措法に基づくものに加えて、県が独自に行っている対策についても、3月6日まで延長して取り組んでいくということとなります。

まず、基本的な感染防止対策の徹底について、先ほどから申し上げていますように、一つでも密を避ける、それから家庭内でも定期的に換気する、あるいは手洗いをこまめに行う、それから子供の感染防止対策の徹底ということで、これは家庭だけではなくて学校等も含めてですし、それから高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うという、リスク低減の取組をお願いするといったことを記載しています。

外出・移動については、これまでも申し上げているような内容を記載しております。

飲食・会食についても、ここにありますように、リスクを避けるため、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際には必ずマスクを着用するという、具体的な内容として要請しています。なお、弘前市については、まん延防止等重点措置区域ですので、以下に書いている内容が適用されることとなります。

以下、職場・店舗のところでも、2つ目の四角にあります、密集・密閉・密接の発生リスクが高い休憩室、更衣室、トイレ等の「居場所の切り替わり」に注意ということで、これも具体的に記載しました。

大規模集客施設については、これはまん延防止等重点措置の弘前市のみにも適用される内容が記載されております。これは変わっておりません。継続になります。

イベント等の開催の2つ目の四角から下の部分は、すべて県の独自対策のうちの主なものを記載しています。県主催の不特定あるいは多数の県民が集まるイベント行事等は、原則として中止・延期。それから、県有施設等の取り扱いについても、不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設は、原則として休館。学校、教育・保育施設等の対策について、国等が作成した衛生管理マニュアル等の継続・徹底と、県立学校における対策の原則としての継続ということになります。

この部分のうち、県有施設の取扱い、県主催イベント行事等の開催の取扱い、県立学校における対策の主な内容については、別紙の2ページ目と3ページ目にもう少し細かくしたものを記載していますが、いずれも終期を3月6日までとするという記載となっております。先ほど申し上げましたように、県独自の対策についても、3月6日までとするものです。

資料6はまん延防止等重点措置の部分について詳細を記載した内容となっておりますが、変更点は、1枚めくっていただきますと、期間の部分、令和4年2月21日から3月6日までの部分が、これまでの20日までの部分に加えて、延長になりますということを記載しております。その他の部分については、基本的には同一の内容となっております。

対処方針の変更と、その主な内容についての説明は以上となります。

○坂本危機管理局次長

続いて、今回の延長に伴います補正予算につきまして、商工労働部長より説明いたします。

○相馬商工労働部長

資料7をお願いします。今回の補正予算は、弘前市について重点措置期間を延長することとしたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域において、県からの営業時間短縮要請に応じる飲食店等に対して、協力金を支給するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとし、本日、専決処分したものです。補正予算額は、11億9,138万円となっております。事業内容につきましては、次のページをお願いいたします。

青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金給付事業費補助ということで、弘前市内全域を対象とした飲食店等に対する営業時間短縮要請に応じて、感染防止対策を徹底した上で、全面的に御協力いただいた場合に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金を支給するというものでございます。

実施スキームにつきましては、これまでと同様、県から弘前市に対し、協力金及び協力金支給に係る事務費を補助することとし、弘前市が申請の受付審査及び支給事務を行うこととなります。

その次、対象となる要件ですが、まず①として、食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店等を運営する事業者ということで、これまでと同様、2,060施設を想定しております。そして②として、令和4年2月21日から3月6日までの要請の全期間において、5時から20時までの時間短縮営業及び酒類提供を行わないことに御協力いただくこと等となっております。ただし、事業者におきまして準備期間を要する場合につきましては、令和4年2月23日までに協力を開始することといたしまして、この場合の協力金は、要請に御協力いただいた日数分ということになります。

その次、支給額の単価についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠の取扱いに従い、前年、前々年、もしくは前々々年の売上高又は売上高の減少額に基づいて、協力金の額を決定することとしております。基本的には、①のとおり、酒類提供を行わず時短営業に協力する場合は、売上高に基づいて協力金の額を算定するA方式におきましては、日額3万円から最大10万円まで、売上高の減少額に基づいて算定するB方式では、日額最大20万円を支給することとしております。また、②につきましては、あおもり飲食店感染防止対策認証店については、11時から20時までの酒類提供を選択可能としておりまして、この場合の支給額は、A方式で日額2万5千円から7万5千円まで、B方式では日額最大20万円になります。

補正予算についての説明は以上でございます。

○坂本危機管理局次長

次に、令和4年度当初予算及び令和3年度2月補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の概要につきまして、総務部長より説明いたします。

○小谷総務部長

それでは、資料8をお願いいたします。令和4年度当初予算案及び令和3年度2月補正予算案におけます新型コロナウイルス感染症対策関連経費のポイントについて御説明申し上げます。

まず、総額でございます。令和4年度当初予算おきましては836億5,355万円、令和3年度2月補正予算におきましては105億6,717万5千円、総額で942億2,072万5千円ということになっております。

施策の内容です。柱が三つあります。まず1つ目の柱、感染防止対策の推進と医療提供体制の確保として373億3,597万8千円です。このうち、主なものとしては入院病床の確保

に290億円余を計上しております。

2つ目の柱、コロナを乗り越える地域経済活動の推進として516億3,138万9千円です。主なものとして、2つ申し上げます。まずは、青森県特別保証融資制度の融資枠の確保として391億円余。それから、宿泊割引キャンペーンの実施として91億2,075万円余を計上しております。

3つ目の柱としては、ウィズコロナ下での社会生活・暮らしへの支援として52億5,335万8千円です。

それぞれの事業の内容については、次のページ以降につけておりますが、説明の方は省略させていただきます。私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明に対しまして質問等ございますでしょうか。

それでは、本部長から指示事項と県民に向けたメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

ただいま関係部長から説明がありましたとおり、本県が要請いたしましたまん延防止等重点措置の期間延長について、本日、政府において3月6日までの延長が決定される見通しです。そのため、本県では、引き続き弘前市をまん延防止等重点措置の実施区域とし、弘前市内の飲食店等に対して営業時間の短縮要請等の措置を継続することとしています。

また、2月28日まで実施を予定している県有施設の休館や県立学校の部活動の原則禁止などの本県独自の対策についても、3月6日まで延長するものです。

関係部にあつては、引き続き、市町村などと連携をしながら、それぞれの対策を通じて、感染拡大防止に最大限取り組むようにしてください。

このほか、厳しい事業環境に置かれております事業者の方々に対しては、国が創設した事業復活支援金などの支援制度の活用について周知を図るとともに、引き続き、資金繰りや事業継続の支援等をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き万全を期すため、県議会第309回定例会に、令和4年度当初予算及び令和3年度2月補正予算として関連予算を提案します。

県議会におきましては、県の取組やその考え方等について丁寧に説明を尽くし、議員の皆様方や県民の皆様方の御理解をいただくようお願いいたします。

加えて、繰り返し申し上げていることですが、職員各位にあつては、執務室や実施事業の中で「密」が生じないようにし、マスクをしっかりと着用するなど、基本的な感染防止対策を徹底し、休憩、食事等で、やむを得ずマスクを外す際は、細心の注意を払うようにしてください。そして、風邪症状、だるさ、喉・鼻の違和感が続くと感じましたら、無理に出勤せず、速やかに医療機関に相談するようお願いいたします。

以上、厳しい局面が続いていますが、感染拡大の抑え込みに向けて、各部の持てる力を結集し、全庁一丸となって取り組むよう指示します。

続いて、県民の皆様方にお話をさせていただきます。

青森県では、1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措置の適用を受けて、弘前市において飲食店等に対する営業時間の短縮要請等の措置を実施しているほか、1月20日から2月28日までの間、県有施設の休館や県立学校における部活動の原則禁止など、本県独自の対策を強化してきたところであります。

しかしながら、県内における現在の感染状況は、県全体としては、感染増加のペースは鈍化しつつあるものの、学校、教育・保育施設や職場等での感染が多数確認され、新規感染症患者は、まん延防止等重点措置の適用時点よりも高い水準で、保健・医療提供体制に対する負荷も増加してきております。また、重点措置区域であります弘前市では、新規感染症患者

の発生が減少傾向に転じたものの、依然として高い水準で推移しており、まん延の抑制という状況には至っていないことなど、厳しい局面が続いています。

こうしたことを総合的に勘案いたしまして、現時点において対策を緩める状況にはないものと判断いたしましたことから、まん延防止等重点措置の期間延長を国に要請したところ です。

本日、政府において3月6日までの延長が決定される見通しであり、本県では、引き続き弘前市をまん延防止等重点措置の実施区域とすることとしております。

これに伴いまして、3月6日まで、弘前市内の飲食店等に対して営業時間の短縮要請等の措置を継続いたします。

また、オミクロン株の特徴を踏まえまして、家庭内や職場、学校、各施設等における感染防止対策を徹底するため、県民の皆様方に対しましては、改めて一つでも「密」を避けるということや、外出・移動、会食等は少人数を基本とすることを強くお願いいたしますとともに、2月28日まで実施を予定しております本県独自の対策につきましても、3月6日まで延長するものです。

これまで、医療や防疫・検査などをはじめ、多くの方々の御協力の下で、感染症対策に全力で取り組んできましたが、感染は、なお拡大し続けており、今、再び正念場を迎えております。

対策期間の延長によりまして、県民の皆様方、そして事業者の皆様方には、引き続き御不便、御負担をお掛けすることとなります。

しかしながら、お一人お一人の感染防止対策が感染拡大を抑える大きな力となります。ついでには、繰り返しになりますが、皆様お一人お一人の基本的な感染症対策の徹底、このことが感染拡大を抑える大きな力となります。この厳しい局面を乗り越えるために、何とぞ引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の来年度予算等についてであります。引き続き、対策に万全を期すために、感染防止対策の推進と医療提供体制の確保、コロナを乗り越える地域経済活動の推進、ウィズコロナ下での社会生活・暮らしへの支援の3つを柱とし、令和4年度当初予算と令和3年度2月補正予算の総額で942億円余の対策を講じることとして、県議会第309回定例会に提案をいたします。

感染症による影響が長引く中、県としては、今後とも、感染動向を注視し、県民の皆様方の命と暮らし、そして地域経済、これらをしっかりと守るために必要となる対策は躊躇なく実施していきたいと考えております。重ねまして、県民の皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。